人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる
島根創生
SHIMANE SOUSEI 2nd

誰もが、誰かの、たからもの。

障がい者雇用を応援します！

島根県　健康福祉部障がい福祉課・商工労働部雇用政策課

令和8年3月発行
障がい者雇用促進啓発パンフレット

※島根県では、障害者という言葉の「害」の字を原則としてひらがな表記にすることとしておりますが、法令等に規定されている用語、団体・施設等の固有名称などについては、例外的に漢字表記のままとしておりますので、ひらがな表記と漢字表記が混在することについて、ご理解をお願いします。

障がいを知り、共に生きるあいサポート運動
SUPPORTER

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第 2590 号



事業主の皆様へ

令和８年７月から障がい者の法定雇用率が引き上げられます。

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと対象事業主の範囲の拡大等が行われます。

事業主区分	法定雇用率		対象事業主の範囲
	現行	令和８年７月	
民間企業	2.5% →	2.7%	37.5人以上
国、地方公共団体等	2.8% →	3.0%	33.5人以上
都道府県等の教育委員会	2.7% →	2.9%	34.5人以上

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。

●「障害者雇用のご案内」
https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf

まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。
●県内のハローワーク一覧
https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/hw/hello.html



問合せ先

島根労働局職業対策課 又は ハローワーク

障害者差別解消法が改正に
事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました

我が国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

令和６年４月１日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務になりました。

※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。



出典：内閣府ホームページ「障害者差別解消法が改正に 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されました」
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_chirashi-r05.html

【問合せ先】障がいを理由とする差別に関する相談窓口

島根県ホームページ
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/sabetu_kaisyou_hou.html

就職・職場定着に向けて

職場定着を図るためジョブコーチを活用しよう!

ジョブコーチ支援とは

障がいのある方や事業主、職場の従業員などに対して、一人ひとりの障がい特性を踏まえたきめ細かい支援を行い、企業への就職や職場での定着を図ります。

ジョブコーチ支援の内容と標準的な支援の流れ

事業主（管理監督者・人事担当者）
- 障がい特性に配慮した雇用管理に関する支援
- 配置、職務内容の設定に関する支援

障がい者
- 職場の遂行に関する支援
- 職場内のコミュニケーションに関する支援
- 体調や生活リズムの管理に関する支援

上司・同僚
- 障がいの理解に関する社内啓発
- 障がい者との関わり方に関する助言
- 指導方法に関する助言

家族
- 安定した職業生活を送るための家族の関わり方に関する助言

職場適応援助者
ジョブコーチ

支援期間 1 ～ 8 か月（標準 2 ～ 4 か月）		フォローアップ
集中支援期 / 週 1 ～ 2 日程度	移行支援期 /2 週に 1 ～ 2 日程度訪問	（6 か月～ 1 年）

職場適応上の課題を分析し、集中的に改善を図る → 支援ノウハウの伝授やキーパーソンの育成により、支援の主体を徐々に職場に移行 → 月 1 ～ 2 日程度訪問

※「雇用前から」「雇用と同時に」「雇用後に」と、必要なタイミングで開始できます。

【問合せ先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター

就労パスポートを利用しよう!

就労パスポートとは

障がいのある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツールです。

活用場面

（1）就職活動段階
- 職場実習前や採用面接時に、職場の担当者へ説明し、職務の設定などの参考にしてもらうなど

（2）就職後
- 就職時に、現場責任者や上司・同僚などへ説明し、体調把握、作業指示、コミュニケーションなどにおいて参考にしてもらうなど

【問合せ先】島根労働局 職業対策課

企業の事例紹介①

社会福祉法人 よしだ福祉会



配膳

●所在地：雲南市
●従業員数：75人（令和8年2月時点）
●障がい者雇用数：4人（知的、知的身体、精神、他）
●事業内容：＜健康づくり、介護予防事業＞プール運動教室など
＜研修事業＞介護初任者研修、実務者研修
＜介護に関する事業＞
介護保険、障がい福祉、介護保険外サービス
＜居住事業＞
住宅型有料老人ホーム、高齢者生活福祉センター
●利用した支援機関：東部高等技術校、ハローワーク雲南、
雲南障がい者就業・生活支援センター　アーチ

雇用に至った経緯

平成 25 年　新卒採用

島根県立東部高等技術校介護サービス科　２級ヘルパー養成研修の職場実習を当法人事業所で実施され、卒業後介護助手として入職されました。

よしだ福祉会が入職されるまでに受けた支援ですが、まず実習開始前に、東部高等技術校を中心に障害者就業支援会議にて、本人の状況や意向、配慮すべきことなど説明をうけました。

実習の際には、東部高等技術校の相談員と毎日の目標や事業所との調整など連絡をとりあい、心配なことがあれば相談もでき無事に実習も終了しました。

事業所としては、実習前から事業所側、実習生側、双方に状況がわかったこと、訓練校の指導員を中心にしっかりとサポートしていただけたことで不安なく実習を終え、その後就職に至りました。

業務内容

1 日 6 時間　週 30 時間勤務で食事やお茶の準備、片付け、環境整備など介護助手

障がい者雇用に対する考え

私たちは「誰もが自分らしく働ける職場づくり」として 3 つを大事にしてきました

- 『障がいがあっても、ここで働きたい』を叶えることは社会福祉法人にとって当然のことと考えよう
- 『障がいがある人も、当たり前に働ける職場づくり』は職員全員によい職場となると考えよう
- 『みんな違って　みんないい』ノーマライゼーションの実践は私たちの義務と考えよう



車椅子介助

障害がなくても配慮を求める職員は多数います。むしろ、障がいがない方への配慮が難しいとも感じます。「みんな違って、みんないい」は、すべてのスタッフに共通することであり、この姿勢が全職員に伝わるよう努力する必要があります。

障がいの方が働きやすい配慮や工夫は、職場全体の気づきやスキルアップにつながり、皆で自分らしく働ける職場づくりを考えられるよい機会となりました。平均年齢の高い職場ではありますが、人手不足もなく運営できているのは、自分らしく働ける魅力ある職場づくりを心がけた結果であろうと考えています。

企業の事例紹介②

石見食品株式会社



- **所在地：浜田市**
- **従業員数：63人（令和8年2月時点）**
- **障がい者雇用数：6人（知的障がい4名、精神障がい2名）**
- **事業内容：食品加工品製造業**
- **利用した支援機関：浜田障がい就業・生活支援センター「レント」**
  就労支援センター「ふぅ」
  個別就労支援プログラム「S・IPS（シップス）」

障がい者雇用に取り組む理由

県主催の経営者等向けセミナー「人財塾」での学びや、他の実践的な経営者の皆様の事例を参考に、障がい者雇用の必要性を深く理解し、弊社も雇用の受け皿として積極的に取り組むべきだと考えるようになりました。

このような経緯を経て、現在弊社の障がい者雇用率は約 10% に達しております。特に、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 6 年度と、新卒の障がい者雇用にも積極的に取り組んでいます。

障がい者雇用にあたり取り組んでいること

まず経営者自身が率先して障がい者に理解を示し、そして障がい者に熱意をもって接することです。そしてなかなか結果が出なくても諦めずコツコツと地道に続ける事です。

そして社内においては障害のある方に対して特別扱いや、腫れものに触るような接し方をするのではなくごく自然に他の社員と同様に接しています。上長や他メンバーの見守りを適度に行い、仕事の技術習得は可能な限り行ってレベルアップを目指してもらっています。

こういった普通の自然な空気感が大切なんだと思います。

～後輩の育成が、先輩社員の成長を促した事例～

令和 3 年入社の S 君と、令和 6 年入社の T 君は、同じ出荷部署で働いています。S 君は精神面の不安定さから業務に集中できない時期もありましたが、後輩 T 君の指導を任されたことで大きな変化を見せました。

S 君は、T 君への的確なアドバイスを通じて、自身の業務への責任感が増し、安定して仕事に取り組める時間が増えました。T 君もまた、先輩からの指導を受け、成長をしています。

この事例から、私たちは「障がいのある社員が、障がいのある社員を育成する」という新たな成長の形があることを学びました。周囲のサポートはもちろん必要ですが、この相乗効果によって、社員一人ひとりの成長スピードが加速すると実感しています。



現場の指導風景

企業等で働く障がいのある方の事例紹介

サンセイ株式会社



板持 勇二 さん

●事業所所在地：雲南市
●事業内容：業務用厨房機器部品の製造

サンセイ株式会社で働かれるようになったきっかけ

職場見学、職場実習を経て、雲南障害者就業・生活支援センター アーチさんと会社で自分に合った仕事や職場を考えてもらいました。職場実習をして自分の得意なところを活かせる会社だと思いました。実習後、「ぜひ会社に来て欲しい」と言っていただきこの会社で働きたいと思いました。会社からのサポートが厚いこともあり入社しました。

現在の仕事の内容

物流管理係で部品の下準備をしたり、完成した部品をトラックに載せる準備などをしています。

職場での様子

就職してすぐの頃は、緊張しましたが、自分のペースで頑張りました。分からないことはきちんと先輩に聞くことも大切だと思います。

また、ミスが無いよう一つ一つ丁寧に確認をしながら作業をしています。

働いて 14 年になりますが、心がけていることは、自分が休むことで他の人に迷惑をかけてはいけないと思ってやってきました。

サンセイの先輩方は、優しく教えてくださり自分も後輩ができたら、同じようにしたいと思います。また、自分がまかされた仕事は責任をもってやることで周りからの信頼に繋がると思います。

今後の目標は、元気に出勤すること、そして定年まで仕事を続けていきたいです。

石央リサイクルセンター



田中 直樹 さん

●事業所所在地：浜田市
●事業内容：廃棄物処理業

石央リサイクルセンターで働くことになったきっかけ

浜田養護学校に在学中、「石央リサイクルセンター」の実習をして、繰り返しの作業が多く取り組みやすかったこと、そして、日常生活から出るごみの処理の仕事はすぐ無くなることはなく、この先も続けられるという将来性から、ここでの就職を希望しました。

最初は、期限付きの契約社員として働いていましたが、2年目からは正社員として働くようになりました。

現在の仕事の内容

主にペットボトルなどの容器包装プラスチックの処理や、ショベルローダーの運転を担当しています。

仕事で気を付けていること＆意気込み

今後の仕事の目標として、「健康で怪我をしないで定年まで働くこと」、「新人に自信をもって、仕事を教えられるようになること」を目指しています。

また、仕事を続けるうえで、趣味があるのもひとつの励みになっています。船など色々な乗り物の撮影や、地元の石見神楽社中さんのカレンダー写真を撮影し、多くの人に見てもらっています。

これからも、仕事と趣味が両立できるようにしていきたいです。

障がいの種別、特性

障がいの種別、特性はさまざまです。
そのため、これらを十分理解した上で、職場内での支援につなげていくことが必要です。

身体障がい者

身体障がい者とは、「視覚障がい」「聴覚又は平衡機能障がい」「肢体不自由」「内部障がい」などの障がいがある方です。

●視覚障がい

視覚障がいには、全盲、弱視、視野きょうさく（見える範囲が限定されている）などがあります。訓練を受ければ、基本的に単独で公共交通機関が利用できます。近年は、OA 機器の発達もあり、事務職での採用など職域が広がっています。

●聴覚障がい

聴覚障がいは、聴感覚に何らかの障がいがあるために全く聞こえないか、聞こえにくいことをいいます。コミュニケーションの手段としては、手話や筆談などがあります。近年では、店頭での販売業務に携わる方もいます。

●肢体不自由

肢体不自由には、上肢（腕や手指、肘関節など）の障がい、下肢（股関節、膝関節など）の障がい、体幹の障がい（座位、立位などの姿勢の保持が難しいこと）、脳病変による運動機能障がい（脳性まひ）などがあります。

●内部障がい

内部障がいは、体の内部の障がいで、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がいなどがあり、内臓機能の低下したことをいいます。継続した通院や治療機器の装着のほか日常生活が制限される場合があります。疲れやすい傾向があり、ゆとりのある勤務形態などの配慮が必要な場合があります。

精神障がい者

精神障がい者とは、統合失調症や気分障害（そううつ病）などの精神疾患を有する方です。

幻覚や妄想、不安、イライラ感、ゆううつ感、不眠などの症状が認められることがありますが、薬の服用や環境が安定することで、自立した生活を送ることができる方も多くいます。

発達障がい者

発達障がいとは、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠落多動性障害、その他これに類する脳機能の障害」をいいます。例えば、自閉症は、「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「パターン化した興味や活動」の３つが典型的な特徴とされています。一方で、記憶力、集中力など高い能力をもつ方もおり、適性を見極めた職域で活躍される方もいます。

高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、脳内出血、脳梗塞、くも膜下出血などの頭部外傷、脳腫瘍の後遺症として発症することがあります。また、交通事故などによる脳の全体あるいは部分的な損傷にともなって発症します。その症状は脳損傷の程度によって様々ですが、記憶と学習の困難さ、集中力の低下、失語症、感情コントロールの低下などの症状があげられます。指示をメモすることを習慣づけて仕事を続けている方も多くいます。

知的障がい者

知的障がいとは、知的な発達に遅れがあり、意思交換（言葉を理解し気持ちを表現することなど）や日常的な事柄（お金の計算など）が苦手なために援助が必要な状態をいいます。

障がいの程度、能力、意欲、体力などは個人差もあり、知能指数だけで職務能力を判断することは避ける必要があります。

近年は定型業務に加え、事務補助や介護などの業務にも職域が広がっています。

難病患者

難病とは、原因不明で治療が難しく、日常生活に影響を与える可能性がある病気です。

厚生労働省は、376 種類（R7.4.1 ～）の疾病を障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービス等の対象としています。

身体障がいの原因になったり、継続的な医療管理が不可欠ですが、治療や服薬を続け、体調管理ができるよう職場から配慮を受けることで働くことができる方もいます。

“見えない障がい”の可能性

職場での作業ミスや対人トラブルが続く方の中には、発達障がい、高次脳機能障がいといった“見えない障がい”がある可能性がある方もいます。もしご本人が悩んでいる状況であれば、産業医や専門医への相談を勧めてみることができます。周囲の憶測で「障がい者」と判断することはできません。本人と一緒に話し合いながら、丁寧に接していくことが重要です。

障がい者雇用支援制度

障がい者雇用を促進するために、さまざまな支援制度が設けられています。ぜひご活用ください。

雇用前に受ける支援

障がい者チャレンジ事業

●障がい者雇用を前提としない 10 日程度の実習を行うことで、企業、障がい者双方の、「知る・雇う・働く」きっかけづくりを支援

●事業主・障がい者へ謝金を支給

【問合せ先】障害者就業・生活支援センター

障がい者委託訓練

●障がい者が就職するために必要な知識・技能を習得する座学中心の訓練や、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練等を、原則 3 か月以内で実施

●１人当たり月額 6.4 万円（中小企業 9.6 万円）を上限に企業へ委託

●訓練をサポートするため障がい者職業訓練コーディネーターを 4 名配置（出雲、浜田、益田）

【問合せ先】東部高等技術校、西部高等技術校

雇入れのための支援

トライアル雇用助成金

●職業経験、技能、知識等の不足から安定的な就職が困難な求職者に対して、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に助成

障害者トライアルコース
（試行雇用期間）原則 3 か月※精神障がい者は原則 6 か月
（週の所定労働時間）20 時間以上
（支給月額）4 万円
※精神障がい者の場合、雇用後 3 か月間は 8 万円

障害者短時間トライアルコース
（対象者）精神障がい者又は発達障がい者
（試行雇用期間）3 か月～ 12 か月
（週の所定労働時間）10 時間以上 20 時間未満で開始し、トライアル雇用期間中に 20 時間以上を目指す
（支給月額）4 万円

【問合せ先】ハローワーク

特定求職者雇用開発助成金

●ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に助成

特定就職困難者コース

●身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など就職が特に困難な者を雇い入れることに対して助成
（支給総額）30 万円～ 240 万円

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

●発達障がい者・難治性疾患患者を雇い入れることに対して助成
（支給総額）30 万円～ 120 万円

【問合せ先】ハローワーク

職場定着のための支援

キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

●障がい者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成
①有期雇用労働者を正規雇用労働者、多様な正社員または無期雇用労働者に転換
②無期雇用労働者を正規雇用労働者または多様な正社員に転換

【問合せ先】ハローワーク

ジョブコーチ支援事業

●障がい者を雇用している、または雇用しようとする事業主に対してジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向き、障がい者及び事業主に対して、直接的・専門的な支援（職場適応援助）を実施

【問合せ先】島根障害者職業センター

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者介助等助成金

●労働者である障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

職場適応援助者助成金

●職場適応に課題を抱える障害者に対して、ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

【問合せ先】（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

雇用環境整備のための制度

障害者作業施設設置等助成金

●障がい者の作業や就労を容易にするために配慮された作業施設（設備）やトイレ、スロープ等の付帯施設の設置・整備にかかる費用の 3 分の 2 を助成

【問合せ先】（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部

障がい者雇用支援機関

障がいのある方の雇用から職場定着まで、支援機関が連携しながらしっかりサポートします。
事業主だけでなく就職を希望する障がいのある方に対しても支援機関が連携して支援を行っています！

ハローワーク（島根県内に9か所設置）

●求人申込　●人材紹介　●職場定着支援・雇用管理の助言　●助成金の案内
●雇用の分野における障がい者の差別禁止・合理的配慮の提供に係る相談・助言

障がいのある方を雇い入れたい、または、採用後のフォローを行ってほしい場合、最寄りのハローワークにご連絡ください。

ハローワークに登録されている障がいのある方を企業へ紹介するとともに、採用後の職場定着や雇用管理に関する支援を関係機関と連携して行います。

また、雇用の分野における障がい者の差別禁止及び合理的配慮の提供に関する相談の受付や助言等を行います。

さらに、障害者トライアル雇用など、各種助成金に関する相談も行っています。

島根労働局
【HP】https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/hw/hello.html

障害者就業・生活支援センター（島根県内に7か所設置）

●事業主への障がい者の就職後の雇用管理に係る助言
●雇用された障がい者の職場定着や生活支援
●障がい者への就労・日常生活の指導、助言
●職業準備訓練、職場実習のあっせん

県内の障害者就業・生活支援センター

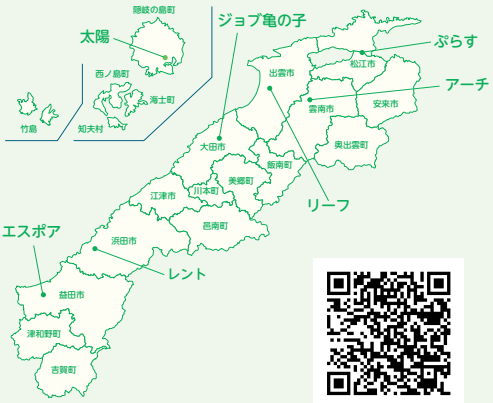

障がいのある方に対して就業面と生活面の一体的な相談・支援を関係機関と連携して行います。

また、障がいのある方だけでなく、障がい者雇用を行う事業主に対しても障がい特性を踏まえた雇用管理等の相談にのり、障がいのある方が長く職場に定着できるよう支援を行います。

県　雇用政策課
【HP】https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/koyo_syugyo/shogai_koyo/syougaisyasiencenter.html

県　障がい福祉課
【HP】https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shuurousien/sscenter.html

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部　島根障害者職業センター

●事業主への相談・援助　●職場適応のためのジョブコーチによる支援
●うつ病等で休職している方へのリワーク支援　●障がい者への相談・援助

障がいのある方の雇用促進、職場定着に向けて、雇用管理上の課題の整理や職務の切り出し等に対する助言・支援を行います。また、ジョブコーチ（※）支援の実施等を通じて、職場の状況に応じた具体的な支援や助言を行います。

（※）事業所に出向き一人ひとりの障がい特性を踏まえた専門的な支援を行う職場適応援助者のこと。

【HP】https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shimane/

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　島根支部

●障害者雇用納付金制度に関する申告・申請の受付
●障害者雇用に関する助成金の受付
●地方アビリンピックの開催

障害者雇用納付金制度に関する申告・申請の受付、障がい者雇用に関する助成金の申請の受付を行っています。また、障害者職業生活相談員資格認定講習の実施や地方アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催などを行っています。



高齢・障害者業務課
【HP】https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/

発達障害者支援センター（島根県内に2か所設置）

●発達障がいに関する相談　●就労支援　●研修や情報提供

発達障がいに対する支援を総合的に行う拠点です。発達障がいのある方やその家族、各支援機関、本人の勤務先等、発達障がいに関わっておられる方や、「ひょっとして発達障がいでは？」と疑問を持たれる方も含めて相談に応じ、発達障がいの特性を踏まえた支援や助言を行います。

島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」
【HP】https://sazanami-g.jp/wish/

島根県西部発達障害者支援センター「ウィンド」
【HP】http://iwami-wind.org/



東部高等技術校・西部高等技術校

●障がい者委託訓練　●介護サービス科（東部高等技術校）　●総合実務科（西部高等技術校）

障がいのある方が就職するために必要な知識や技能を習得するための様々な職業訓練を行っています。
また、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練も行っており、現場実習訓練を受託していただける企業を募集しています。
この訓練を通じて、障がいのある方の仕事上の適性や能力を見極めることができます。

東部高等技術校
【HP】https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/tobu_gijutsu/

西部高等技術校
【HP】https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/seibu_gijutsu/

関係機関連絡先

島根労働局 職業安定部 職業対策課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	TEL0852-20-7021	FAX0852-20-7025
島根県 健康福祉部 障がい福祉課	松江市殿町1　第二分庁舎1階	TEL0852-22-6690	FAX0852-22-6687
島根県 商工労働部 雇用政策課	松江市殿町1　本庁舎2階	TEL0852-22-6562	FAX0852-22-6150
島根県教育庁 特別支援教育課	松江市殿町1　分庁舎3階	TEL0852-22-5693	FAX0852-22-6231
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部　島根障害者職業センター	松江市春日町532 (令和8年4月27日以降は以下の住所に移転) 松江市東朝日町267 ポリテクセンター島根内	TEL0852-21-0900 (電話番号等は変更なし)	FAX0852-21-1909
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部　高齢・障害者業務課	松江市東朝日町267 ポリテクセンター島根内	TEL0852-60-1677	FAX0852-60-1678

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク松江	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	TEL0852-22-8609	FAX0852-27-8524
ハローワーク安来	安来市安来町903-1	TEL0854-22-2545	FAX0854-22-4123
ハローワーク出雲	出雲市塩冶有原町1-59	TEL0853-21-8609	FAX0853-21-0351
ハローワーク雲南	雲南市木次町里方514-2	TEL0854-42-0751	FAX0854-42-0752
ハローワーク石見大田	大田市大田町大田口1182-1	TEL0854-82-8609	FAX0854-82-1059
ハローワーク川本	邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階	TEL0855-72-0385	FAX0855-72-0386
ハローワーク浜田	浜田市殿町21-6	TEL0855-22-8609	FAX0855-22-2932
ハローワーク益田	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階	TEL0856-22-8609	FAX0856-23-2622
ハローワーク隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階	TEL08512-2-0161	FAX08512-2-8609

障害者就業・生活支援センター

松江圏域　ぷらす	松江市寺町198-61 寺町プラザ2階	TEL0852-60-1870	FAX0852-60-1860
雲南圏域　アーチ	雲南市木次町下熊谷1259-1	TEL0854-42-8022	FAX0854-42-2727
出雲圏域　リーフ	出雲市今市町875-6 ユメッセしんまち1階	TEL0853-27-9001	FAX0853-27-9011
大田圏域　ジョブ亀の子	大田市長久町長久口267-6	TEL0854-84-0273	FAX0854-84-0272
浜田圏域　レント	浜田市新町53	TEL0855-22-4141	FAX0855-25-7464
益田圏域　エスポア	益田市あけぼの東町1-9	TEL0856-23-7218	FAX0856-32-0600
隠岐圏域　太陽	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309-1	TEL08512-2-5699	FAX08512-2-3757

発達障害者支援センター

東部圏域(隠岐を含む)　ウィッシュ	出雲市神西沖町2534-2「さざなみ学園」内	TEL050-3387-8699	FAX050-3730-9745
西部圏域　ウィンド	浜田市上府町イ2589「こくぶ学園」内	TEL0855-28-0208	FAX0855-28-0217

島根県立高等技術校

東部高等技術校	出雲市長浜町3057-11	TEL0853-28-2734	FAX0853-28-2736
西部高等技術校	益田市高津四丁目7-10	TEL0856-22-2450	FAX0856-22-2451
(浜田駐在)	浜田市片庭町254(浜田合同庁舎本館内)	TEL0855-29-5733	FAX0855-25-5988